

代表者 殿

公正取引委員会



中小企業庁長官



消費税の転嫁拒否等に関する調査(平成28年度)

このたび、公正取引委員会及び中小企業庁は、商品又はサービス(役務)を他の法人事業者(以下「取引先法人事業者」といいます。)に供給している事業者(以下「供給事業者」といいます。)が、取引先法人事業者から消費税の転嫁拒否等の法律上問題のある行為を受けていないかの実態を把握し、問題のある行為の是正につなげるための調査を行うこととなりました。

貴殿が供給事業者(取引先法人事業者に商品又はサービスを供給している事業者)である場合は、お忙しいところ恐縮ですが、本調査にご協力くださいますようお願いいたします(消費者との取引は本調査の対象ではありません。同封のパンフレットも御参照ください。)

貴殿の回答内容について、この調査の目的以外に使用することは一切ありません。回答内容は、公正取引委員会、中小企業庁等の消費税の転嫁拒否等の行為に対する監視・取締りを担当する官公庁のみが適切に使用しますので、安心してありのままの事実を回答してください(回答は任意です。)

記

- 提出物 回答用紙(貴殿に消費税の転嫁拒否等の問題のある行為をしている取引先法人事業者1社について回答してください。参考となる資料も添付できます。)
(注1) 2社以上について回答される場合は、中小企業庁ホームページ(消費税転嫁等拒否等に関する調査、<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shouhizeichousa.htm>)に掲載の回答用紙を印刷したもの又は同封の回答用紙をコピーしたものに回答してください。
(注2) 問題のある行為をしている取引先法人事業者がない場合や回答されたくない場合、又は現在事業を行っていない場合は、回答いただく必要はありません。
- 提出方法 同封の返信用封筒に封入の上、郵送にて提出してください(切手不要)。
- 提出期限 平成28年12月15日(木)(提出期限を過ぎても提出いただけますが、返信用封筒の差出有効期限〔使用期限：平成29年3月31日〕に御注意ください。)

御不明な点等がありましたら、公正取引委員会及び中小企業庁が設置しています「照会センター」にお問い合わせください(平成28年10月18日から平成29年3月31日まで設置しています。)

照会専用ナビダイヤル：0570-783-731 受付時間：平日9時～18時(年末年始を除く。)

<お詫び> 固定電話の場合、通話料金は、全国一律で3分間85円(税込9.18円)のご負担となります。
回答期限までは十分期間を設けておりますので、電話がかかりづらい場合は後日おかけ直しくさいますよう、お願いいたします。